

大野市民俗資料館保存活用計画(案) 概要

計画策定の目的

民俗資料・生活文化の情報を整え、より多くの市民や観光客がわかりやすい展示を行うとともに、市の定める各種計画等の施策を反映し、施設を観光の中心的存在となるよう移築し、より多くの市民や観光客に親しみやすい施設にしていいため活用計画を策定する。

計画の基本方針

民俗資料館は、県内に現存する唯一の明治時代に建築された裁判所建物で、市の文化財建造物に指定されている。この建物を大野簡易裁判所跡地に移築することで、和風の建造物が越前大野城、武家屋敷旧内山家などと一体になり、時代の流れと、「結の心」を感じることができる。

また、まちなか観光へと誘引するきっかけづくりや庭園の湧水池を活かした湧水文化の情景が生み出される。

民俗資料館の内部では、昔使われていた道具や民具などの所蔵資料を整理し、地域別など新たなテーマに沿って展示をする。来館者には、古くから続いてきた地域や近所で助け合う「結のくらし」を懐かしく感じ、また訪れたいくなるような施設とする。

効果的な企画展や展示替えを計画的に行っていくため、学芸員を配置し、博物館法による指定を受け、博物館相当施設として整備を行っていく。

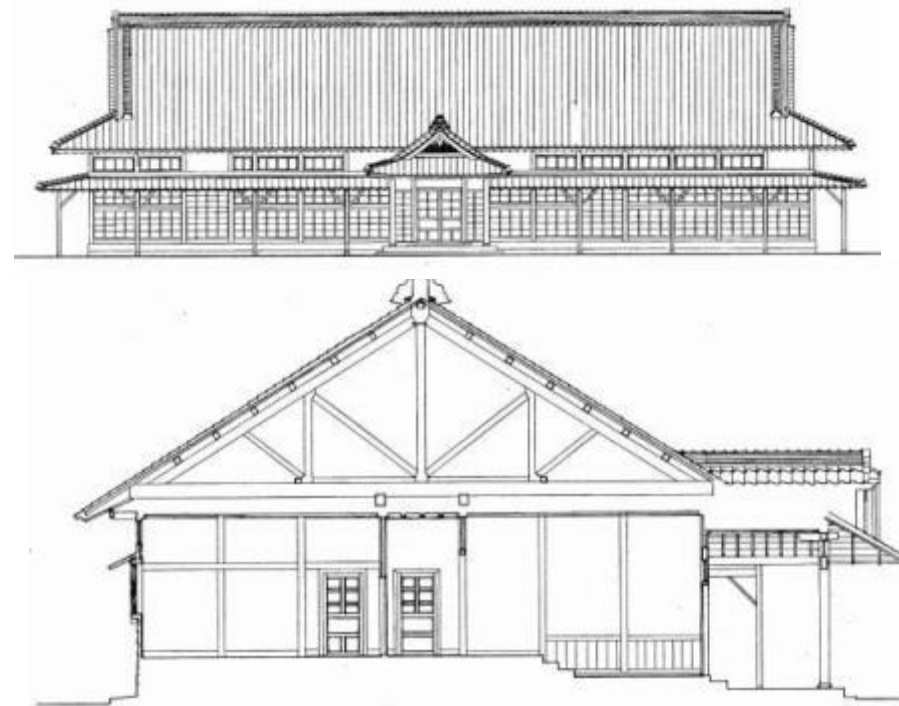
文化財の概要

(1) 沿革

- 明治22年 大野治安裁判所として建築
- 昭和46年 大野市文化財指定 登録番号69番
- 平成4年 床板張り替え工事
- 平成17年 大野市民俗資料館に改称
- 平成21年 附属トイレ改修工事

(2) 建造物の構造及び形式

木造平屋建、入母屋造瓦葺、建築面積378㎡、延床面積358㎡、桁行28.17m、梁行12.73m



大野市郷土歴史館（大野市史 図録文化財編より抜粋）

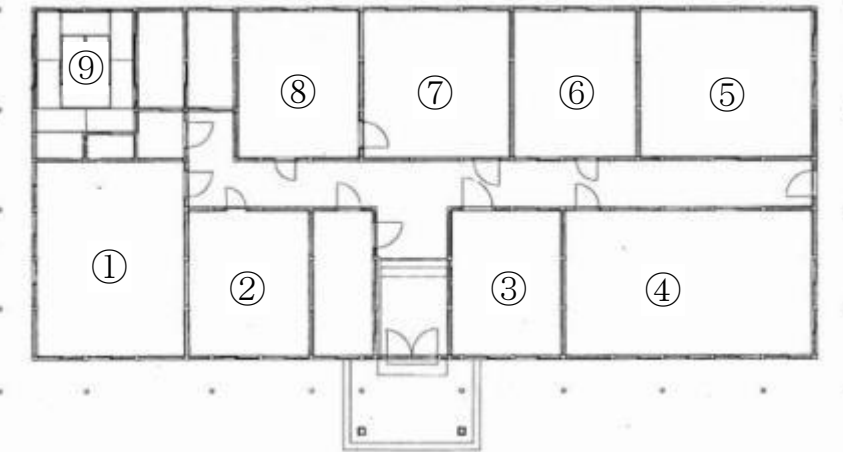
文化財の価値

「大野市史 図録文化財編」（昭和62年）より抜粋

大野区裁判所は明治9年（1876）に設立され、同15年大野治安裁判所と改称、その後明治21年の大野町大火で焼失し、翌明治22年に庁舎を新築した。翌23年に大野区裁判所と改称されたが、以後大正中期と昭和初期の二度、延約7年間の管制変更による廃止期間を除いて、この庁舎は昭和42年まで大野地区の裁判所庁舎としての役割を果たした。新築前後を挟んで65葉の関連図等が現存しており、平面の変遷を知る貴重な資料となっている。

明治の中期には和風の外観を持った裁判所が各地に建てられており、旧大野区裁判所もその一例に数えられるが、小浜簡易裁判所（明治34年新築）が取り壊され、県内では唯一の遺構となった。設計者、施工者ともに不明であるが、裁判所を象徴する方法として、それまでに社寺等で用いられていた社会的地位の表象であった要素を採用し、それが和風の外観となったのであろうと考えられる。しかし新しい時代としての洋風への指向は内部空間や小屋組に現れ、この一見奇妙にも見える混在は、都会から遠くはなれた大野市という地と、明治中期という時代性、および裁判所という新しい制度で生まれた建築というものを具現化する時に採られた一つの方法であったと思われる。

現在の民俗資料館の展示の様子



- ① 『近代2』 ポンプ車、消防道具
- ② 『近代1』 梅屋人形、礼服、打掛 等
- ③ 『大野案内』 大野の古写真、町絵図写真、大野産和紙
- ④ 『生産生業』 農耕具、山の道具、米作り、紙すき、養蚕、川漁 等
- ⑤ 『町の生活』 商家で使われていた道具、菓子型、ラジオ、電話 等
- ⑥ 『衣』 野良着、はき物（草履、下駄、深靴 等）、ござ、帽子 等
- ⑦ 『食』 食事道具、臼、こね鉢、ざる 等
- ⑧ 『住』 車長持、いずめ、屋根葺き道具 等
- ⑨ 和室（座敷をイメージした企画展などで利用）



昭和50年頃の民俗資料館

保存活用計画を構成する各種計画

本計画は文化庁の『重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領』を参考に、次の4つの計画により構成。

(1) 保存管理計画

文化財建造物の価値を確認し、その保存管理の方針を定めるほか、文化財と一体となった周辺環境の管理方針などを定める。

(2) 環境保全計画

移築前後の場所を計画区域として定義し、区域内の景観や環境を保全することを目的として定める。

(3) 防災計画

文化財建造物に関する基本的な防犯・防火の管理体制の確認と、災害に対する方針などについて定める。

(4) 活用計画

文化財建造物の価値を損なうことなく博物館施設としての適切な活用をすすめるために必要な事項を定める。

保護の課題

昭和43年の大野市郷土歴史館の開館以後、軽微な修繕を除き、平成初期の床板修理工事以外の改修事業は行われていない。

積雪等による屋根瓦の損壊が一部で見られるものの、建物全体的には大きな損傷は確認されていない。

収蔵品については、2,300点余りの民俗資料が展示・保管されているが、多くの資料が小屋裏の空間に保管されている。また、建物内は空調設備がなく温湿度管理はしていない。

耐震対策の課題

積雪量を150cmと仮定し、震度6強の地震を想定した場合で耐震診断を行った結果、「倒壊の可能性が高い」と判定された。

環境保全の課題

移築先である簡易裁判所庁舎の裏手にある池は湧水を水源とし、近くを流れる新堀川と繋がっており、かつては淡水魚であるイトヨが行き来する場所にもなっていた。このため、これらの環境保全にも配慮する必要がある。

活用の課題

常設展示物については、部屋ごとに分類された民俗資料を展示しているが、展示替えは行われていない。また解説が充分ではないなど、民俗資料の展示施設としては有効活用しているとは言い難い現状である。

活用の方針

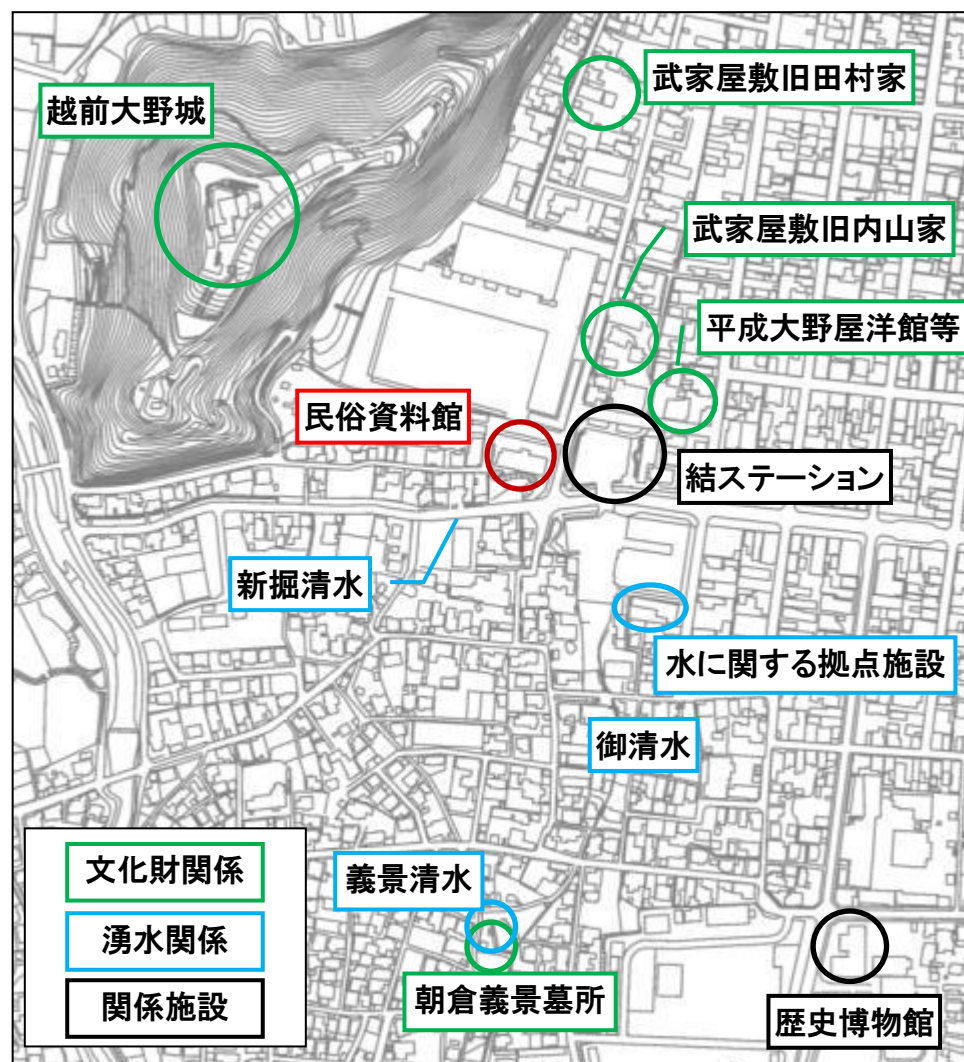
- ア 市指定文化財建造物の価値を堅実に保存した修理及び整備を行う。
- イ 周辺環境と調和のとれた町並みの形成に努める。
- ウ 安全で快適に利用できる環境づくりに努める。
- エ 文化財建造物の価値を分かりやすく伝えるための解説や展示を行う。
- オ 博物館相当施設として歴史・民俗資料の魅力を発信できる体制を整える。
- カ 計画的な企画展や展示替えが実施できるよう民俗資料台帳を整理するとともに収蔵品を保存するための収蔵庫を整備する。
- キ 周辺に集中する文化財建造物や史跡と連携し、周遊コースの充実を図る。
- ク 中心市街地の観光施設の一つとして、周辺施設等と一体的に整備し、まちなか観光へと誘引するきっかけづくりと観光客の滞在時間の延長に寄与する。
- ケ 湧水池の環境保全に配慮して整備する。

文化財保護の方針

- 外部は増築された部分を除き、全て保存対象とする。内部についても、全体を保存することを原則とし、活用に必要な間取りの変更や防災管理上必要な場合に限って変更を検討する。ただし、変更を加える場合には、躯体や他の部材への負荷を最小限に抑える。
- また、部材の取替え等についても、現状の仕様に配慮しながら、部材の破棄は避け、元の部材を残す手法を検討する。屋根瓦などの消耗している部材についても、再利用の可否を確認する。

保存活用計画実施に向けて

- 耐震補強計画の立案や移築先の地盤調査等を行い、耐震性の確保と、基礎工事に対する対処方針を明確にし、修理計画等を検討し、工事を実施する。
- 収蔵する資料の分類・数量の確認など整理を行い、公開計画を検討する。
- 市の指定文化財建造物である民俗資料館について、保存修理の痕跡調査等の資料を整備し、文化財としての価値を再確認し、より価値を高めるよう検討する。
- 移築工事実施期間中の収蔵品の保管については、良好な保存環境を保つスペースを確保する。



民俗資料館と関連施設等の配置